

<法的根拠>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第1条の4

<概 要>

設 置	地方公共団体の長が設置【第1項】
協議調整 事 項	◇大綱の策定に関する協議【第1項】 ※大綱を定めた時は遅滞なく公表（義務規定） ◇教育条件整備、重点施策、重大事案に係る緊急措置等の協議・調整【第1項】 ◇会議を構成する者は協議結果を尊重【第8項】
構 成	地方公共団体の長及び教育委員会【第2項】 意見聴取のため関係者や学識経験者の出席も可【第5項】
招 集	地方公共団体の長が招集【第3項】 教育委員会が招集を求めることも可能【第4項】
公 開	会議は原則公開。（個人の秘密保持、会議の公正が害されるおそれがある場合は非公開も可能）【第6項】 議事録作成・公開（努力規定）【第7項】
運 営	総合教育会議の運営に必要な事項は総合教育会議が定める。【第9項】